

2024 年度講義収録 データ視聴規定

～東北大学文学部協力 公務員講座～

1. ストリーミングの利用範囲

- 公務員試験合格対策講座の受講者は、受講者自身の欠席時の講義視聴および復習のため、この規定にしたがってストリーミングを利用することができます。
- ストリーミングの視聴は、公務員講座の受講者本人のみが利用できます。

2. ストリーミングの視聴

- ストリーミングは、講座 Web システムのマイページから視聴が可能です。
- 講義の配布レジュメがある場合は講座 Web システムからダウンロードが可能です。
- ストリーミングの視聴可能期間は、2026 年 3 月末日までです。
- ストリーミングの視聴は無料です。視聴回数に制限はありません。ただし、ストリーミングを録画・保存することは禁止します。

3. 著作権とデータの使用・管理の制限

- 講義収録データの著作権は東北大生協が保有します。受講者は理由の如何を問わず、講義収録データを複製することはできません。
- 受講者は講義収録データを第三者に視聴、または転貸することはできません。

4. 不正使用の禁止

- 講義視聴データを複製するなど著作権の侵害行為を行った場合、以後の全ての講義の視聴を禁ずるとともに、同侵害行為による損害の賠償を求めます。
- 場合によっては著作権法第 119 条等により処罰されます。
- 講義視聴データを、その他不正に使用することを禁じます。万一不正に使用した場合は、以後のストリーミング視聴を停止します。

(著作権法 第 119 条 より抜粋)

著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第 30 条第 1 項（第 102 条第 1 項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第 113 条第 3 項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第 4 項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第 120 条の 2 第 3 号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第 113 条第 5 項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる者を除く。）は、10 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5. その他

- 受講者は、公務員試験合格対策講座の受講申し込みにあたり、この規定の内容に合意し、遵守する旨を契約書面に署名することが必要です。
- この規定は、受講者に対し東北大学生活協同組合で定める方法で通知した上で変更することがあります。

以上

2024 年 1 月 5 日 施行